

令和2年第4回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年5月27日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和2年5月27日	午前9時29分	議長	三谷英史	
	閉会	令和2年5月27日	午前10時00分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	8番	中山初代	2番	藤瀬都子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀 壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森 光昭		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年5月27日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

午前9時29分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第4回大町町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1．会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番中山議員、2番藤瀬議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第 3. 本臨時会には、告知のとおり町長提出の議案 8 件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第 21 号から議案第 28 号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第 4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本日、令和 2 年第 4 回大町町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策が世界規模で講じられる中、日本国内では、先日、緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されました。これを機に、全国的な社会経済活動が再開されるものと期待をしておりますが、これまでの外出自粛や休業要請等により、経済活動の低迷や商工業をはじめとする事業者、店舗の疲弊は想像以上に深刻化しております。そのような中、厳しい情勢ではありますけれども、議員の皆様の御理解を賜り、大町型緊急支援第 1 弾として、消費喚起及び頑張ろう自粛協力金や感染拡大防止マスク支援、そして店舗休業・時短つなぎ支援金給付の 3 事業を即座に対応させていただいたところでございますが、まだまだコロナ禍は続いており、さらに、このたび緊急支援第 2 弾として、地域が一体となって支え合う地域で支えるプレミアム付商品券発行や感染拡大防止子ども用マスク支援、そして、売り上げ減少事業者支援金給付の準備を進めているところでございます。

また、国の特別定額給付金につきましては、第1次給付日に希望する全ての町民の皆様が間に合うようドライブスルー、ウオークスルー方式での申請受付を取り入れ、職員が書類審査を含め、休日返上で対応した結果、95%を超える町民の皆様の申請が書類の不備なく完了したところでございます。

世界的なコロナ禍の中、これからも厳しい生活、経営状況が続くことと予想されますが、私たち一人一人が引き続き感染リスクに対する警戒感を高めながら、密閉、密集、密接の3密を避け、マスクの着用や小まめな手洗い、換気等を徹底し、新たな生活様式を心がけ、感染予防に努めていくことにより、コロナ禍の終息に近づいていくものと思っているところでございます。

今後とも気を緩めることなく、町民の皆様の健康保持、増進に努めていくこととしております。

それでは、これより各議案についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、今臨時会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件7件、議会の議決に付すべき契約案件1件の8議案を提案しております。

初めに、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例等の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、原則として、公布の日から施行されたことに伴い、大町町税条例等の一部を改正する必要があり、同改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予制度の特例に係る手続など、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長などでございます。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（大町町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）。

大町町後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染等があった被用者に対する傷病手当の支給に係る申請書の受付事務を町で行うため、大町町後期高齢者に関する条例の一部を改正する必要があり、同改正について議会を招集する時間的余裕がなかった

ため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）。

大町町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染等があった被用者に対し、傷病手当の支給をするために大町町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある、同改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第1号）について）。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う町内商工業者への影響緩和策及び町民への協力金を速やかに給付するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同経費を専決処分したものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,461万3千円を追加し、予算総額は51億2,861万3千円となっております。

歳出につきましては、消費喚起及び頑張ろう自粛協力金給付事業6,671万3千円、店舗休業・時短つなぎ支援業務委託料790万円を計上しております。

この財源としましては、歳入予算に財政調整基金繰入金7,461万3千円を計上しております。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第2号）について）。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、感染拡大防止に留意しつつ、国の緊急経済対策等の趣旨を踏まえ、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を速やかに交付するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同経費を専決処分したものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ6億5,067万7千円を追加し、予算総額は57億7,929万円となっております。

歳出につきましては、特別定額給付金給付事業費6億4,282万6千円、子育て世代への臨時特別給付金給付事業費785万1千円を計上しております。

この財源としましては、歳入予算に国庫補助金6億5,067万7千円を計上しております。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第3号）について）。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、疲弊している町内事業者や経済活動を町民全体で支援し、地域経済の活性化を後押しするため、速やかに事業を開始する必要がある、また台風シーズンを前に、磯路町の大規模火災跡地の危険防止対策として、燃え残った家屋の解体を早急に行う必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同経費を専決処分したものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億5,998万9千円を追加し、予算総額は62億3,927万9千円となっております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金6,694万2千円、特別定額給付金給付事務費補助金110万9千円、財政調整基金繰入金7,193万8千円、地域で支えるプレミアム付商品券売払収入3億2,000万円を計上しております。

歳出につきましては、地域で支えるプレミアム付商品券事業4億2,538万円、売り上げ減少事業者支援業務委託料3,240万円、磯路町火災跡地住宅上屋解体工事110万円を新たに計上し、特別定額給付金給付事業の事務費110万9千円を追加しております。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）。

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策に伴い、国民健康保険の被用者で新型コロナウイルスに感染及び疑いがある者に対し、国の財政支援に応じた傷病手当を支給するために予算措置を緊急に行う必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、これを専決処分したものでございます。

補正の内容は、歳入歳出それぞれ70万円を追加しております。

歳入につきましては、保険給付費等交付金、歳出につきましては、傷病手当金となっております。

議案第28号 令和元年度農林水産業施設災害復旧事業元年災41-101下瀉排水機場災害復旧工事請負契約の締結について。

令和2年5月15日、大町町財務規則第101条に基づき、一般競争入札に付した下瀉排水機場災害復旧工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

以上8議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

議案第28号の下瀉排水機場の請負契約についてお尋ねします。

この分の事業の概要並びに事業費の財源内訳について教えてください。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

まず、事業の概要について御説明いたします。

下瀉排水機場のポンプ設備工事、その中には消音器、燃料移送ポンプ、真空ポンプ等、ポンプの設備機器と操作盤の更新関係一式が含まれております。また、ポンプ場の外にあります除塵設備工事のコンベヤーのモーター更新と操作盤の更新が含まれております。また、浸水防止工事としまして、ドアとか窓とかに防水板を設置いたします。

2点目は何やったのですかね。（「財源」と呼ぶ者あり）

財源ですね。これは災害復旧事業ということで、99.7%が国庫補助金です。あとは起債関係で賄っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

同じく議案第28号に関して、これは結果的に一般入札において1件となっておりますけれども、1件になった理由等、何らかの思い当たるところがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

条件付の一般競争入札ということで、佐賀県内に絞っての業者選定を行っております。

ただ、ポンプという特殊性もあって、既存のポンプに関して、ほかの業者さんが入ってする分については経費的にも高くなるということで、今回、参加されなかったと考えております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

議案第26号の11ページになりますが、磯路町火災跡地住宅、上のほうだけの解体工事ということかな、この内容のほうの説明をお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

今回、110万円ということで計上させていただいておりますが、この分につきましては、今、住宅の火災によってほとんど燃えているんですが、あと残骸として、柱とか、壁とか、屋根、こういうものが残っております。この分をまず重機を入れまして、取り壊します。そして、飛散防止策としまして、そこにノリ網を張るということで、そこまでの工事となっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三谷英史君）

8番中山議員。

○8番（中山初代君）

今の磯路町の住宅解体工事のことなんですど、この予算にはもちろん賛成です。しかし、こういう空き家が大町いっぱいにあるのに、やっぱり空き家対策検討委員会というようなものを立ち上げなければいけないんじゃないでしょうか。大町いっぱい空き家だらけですよ、炭住跡ですね。町長の答弁ということにならんかもしれませんが、今後の議会が対策として考えなければならないことではないかと思っています。誰か答えてくれる人のおんさっき、

どうぞ。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、全国的に空き家の問題というのが取り沙汰されて、クローズアップされているというふうに思います。特に、大町町は旧炭鉱住宅が残っているということもあって、老朽化、危険なところ、そして衛生的にもいろいろな問題が出ております。そういうことを含めて、今言われた検討委員会がどういう形でつくられるのかについて検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

町の歴史というですかね、炭鉱が閉山したときに労働組合の大幹部が町の町長、いろんなそういう役職に就かれまして、本当に炭鉱労働者に持家を実現させるというようなことで炭鉱住宅が町民に売り渡されてしまったと思うんですよね、低額ではあったんです。それで、本当に私たちは炭鉱社宅じゃなくて、自分の家に住むことができたんですよ。20坪ばかりの長屋だったんですけどね。そういう歴史があって、その次に町長になられた方は、閉山のときに俺が町長をしかんばいかんやった、そいぎ町営住宅——どこにでも見に行っただすもんね、その頃、一斉に炭鉱が閉山されて。だから、田川の辺やら、公営住宅がきれいにできているのを何遍も視察に行ったりしましたけど、大町は町民の要望で炭鉱住宅が町民の手に渡ってしまったということが今の住宅問題の大きなところに来ていると思うんですよ。ぜひ空き家対策検討委員会というようなものを立ち上げていただきたいと思っていますが、これは議会と執行部の話合いになると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第21号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第22号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第22号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第23号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第24号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第24号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第25号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第25号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第26号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第26号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第27号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第27号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第28号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第28号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和2年第4

回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年5月27日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 中 山 初 代

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

局 長 田 島 宏 隆